

○特別休暇に係る延長対象疾患について（例規）（平成4年1月9日例規第1号）

[沿革] 平成4年11月例規第57号、6年1月第1号、7年1月第2号、8年1月第4号、9年1月第1号、10年1月第5号、12月第49号、11年5月第25号、13年8月第34号、14年6月第34号、15年10月第30号、20年1月第1号、22年7月第17号、27年7月第18号改正

職員の勤務時間、休暇等の運用について（平成7年3月31日付け奈人委第331号奈良県人事委員会委員長通知）第6の第3項第2号に定める任命権者が特に必要と認めた疾患で人事委員会の承認を得たものは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病及び特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日付け衛発第242号別紙）第3に規定する対象疾患であるので、特別休暇制度の運用上誤りのないようにされたい。